

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定期検査中の使用済燃料プールにおいて、水中カメラで現場調査を実施中、キャスク置き場の底部にボルト1本（直径：約1.6cm、長さ：約4cm）、ゴム状の板1枚（縦：約10cm、横：約8cm、厚さ：約0.8cm）の異物を発見し、回収した。 今後、回収したボルト等の特定を含め、詳細に調査する。 確認されたボルト等による使用済み燃料等への影響はないものと考えている。 引き続き、異物混入防止対策を徹底していく。	GⅢ	11月2日公表済 (PDF175KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査「安全保護系検出器要素性能（校正）検査」の検査記録において、判定基準値の記載に有効桁数の一部不備（3箇所）及び検査実施責任者欄の未記入（1箇所）が認められたため、検査の有効性への影響を評価し、影響無いものと判断	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、無線操作機による補巻き動作不可が認められたため、当該無線操作機を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	原子炉給水ポンプ（A）主潤滑油ポンプ出口圧カススイッチ用計装配管接続部に油のにじみ（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	中央制御室空調機（A）給気加熱器出口空気温度指示計（1台）に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	GⅢ	
5	3号機	中央制御室空調機（B）給気加熱器出口空気温度指示計（1台）に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	給復水系酸素注入装置の酸素ガスボンベ出口弁の本体接続部より酸素のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	非常照明灯用電源（携帯用蓄電池）の点検において、当該蓄電池による照明灯の不点灯が認められたため、当該蓄電池を充電及びランプ点灯用制御回路を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	中央制御室の復水脱塩装置遠方操作卓に設置されているプリンタ装置に印字不良が認められたため、当該プリンタ装置を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	原子炉建屋3階（南東側）階段付近の上部ケーブルダクトの建屋貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）の放出準備のための水質分析において、pH値に放出基準値外れが認められたため、中和処理後、放出処理を実施	GⅢ	
11	6号機	非常照明灯用電源（携帯用蓄電池）の点検において、当該蓄電池による照明灯の不点灯が認められたため、当該蓄電池を充電及びランプ点灯用制御回路を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	集中環境施設	使用済燃料共用プール建屋のキャスク保管エリア天井クレーン主巻用電動機速度検出器の点検において、当該検出器用カップリング（ゴム製）にひび割れが認められたため、当該カップリングを交換	G III	
13	集中環境施設	使用済燃料共用プール建屋のキャスク保管エリア天井クレーン主巻用電動機の点検において、絶縁抵抗値に低下傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
14	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系膨張タンクへの純水補給弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	集中環境施設	プロセス放射線モニタ系の焼却工作建屋主排気ダクトトリチウム捕集装置に「流量異常(流量低又は高)」を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	G III	
16	その他	警報付き個人線量計（ガンマ線・ベータ線用）1台に計数異常が認められたため、当該線量計使用者の線量を評価及び当該線量計を回収	G III	
17	その他	放射線管理区域における「蓄電池設備点検業務委託」関連作業において、社内マニュアルに基づく「放射線作業計画書」の未提出が認められたため、対応検討	G II	